

岡 山 市 水 防 計 画

令和 7 年 5 月

岡 山 市

目 次

第1章 総則	1
第2章 水防組織と責任	1
第1節 水防組織	1
第2節 水防の責任	2
第3章 非常配備計画	3
第1節 水防体制の種類と配備基準	3
第2節 動員計画	4
第4章 水防業務	6
第1節 安全確保	6
第2節 情報収集	6
第3節 水防活動用の注意報及び警報の種類	14
第4節 出動準備及び出動	24
第5節 警戒、監視及び水防作業	24
第6節 決壊等の通報	25
第7節 避難及び避難所・救護所の設置	25
第8節 応援・援助	25
第9節 水防施設及び資器材	25
第10節 輸送	26
第11節 水防記録及び報告	26
第12節 業務の閉鎖	26
第13節 信号	27
第5章 優先通行標識、身分証票及び腕章	27
第6章 公用負担	28
第7章 水防区域、措置等	29
第8章 水防訓練	30

岡 山 市 水 防 計 画

第1章 総則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定により、岡山県知事から指定された指定水防管理団体たる岡山市が、同法第33条の規定に基づき、岡山県水防計画に応じて、岡山市が水防を行う区域における洪水，雨水出水，津波又は高潮等による水災を警戒し，防御し，これによる被害を軽減するため定めるものとする。

なお、この計画に定めていない事項については、岡山市地域防災計画の定めるところによる。

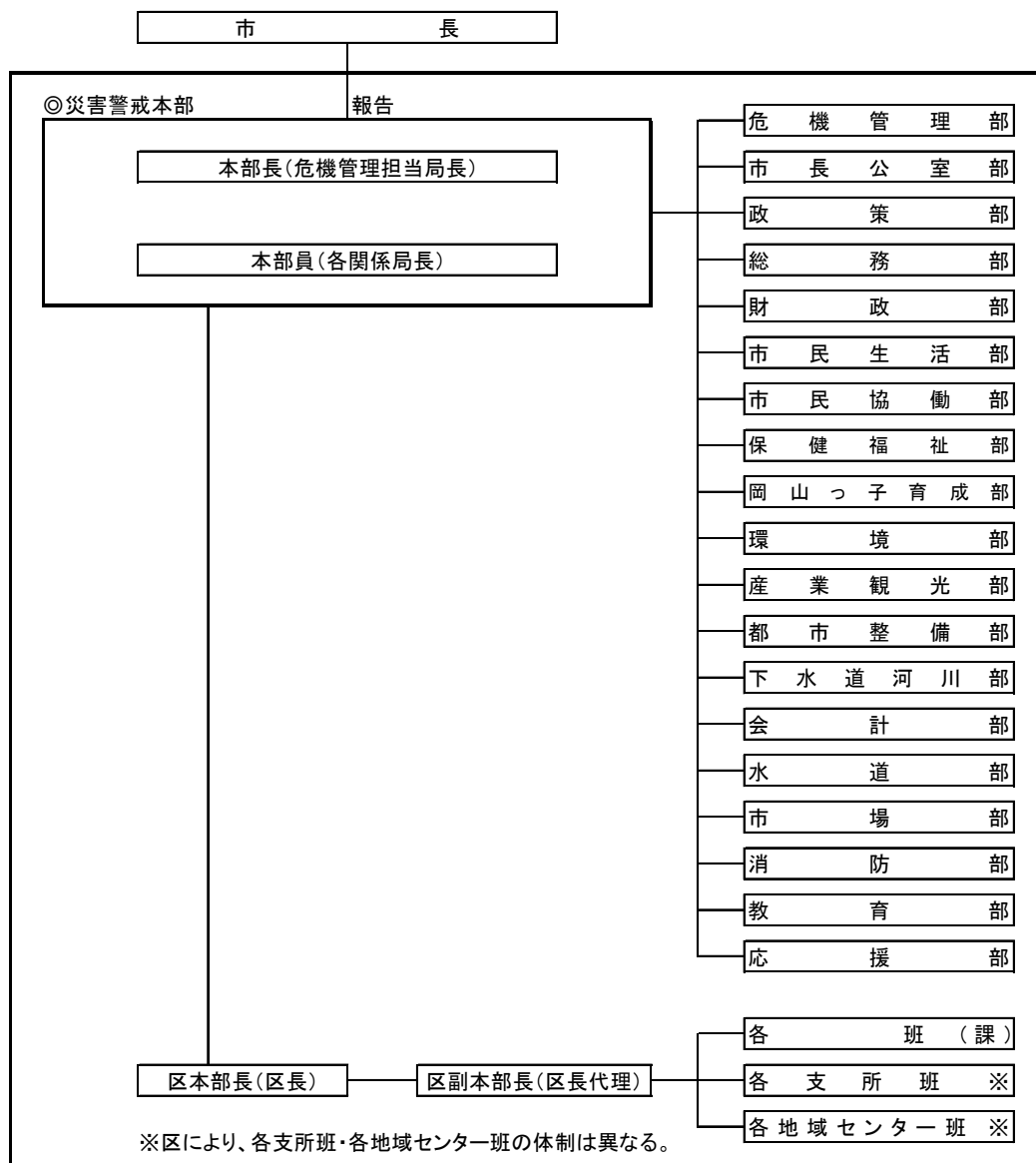
第2章 水防組織と責任

第1節 水防組織

1. 水防活動を行う市の組織は、岡山市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）とする。
ただし、岡山市災害対策本部規定による岡山市災害対策本部が設置されたときは、災害警戒本部は災害対策本部に吸収されるものとする。

2. 災害警戒本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

(1) 組織



(2) 事務分掌 資料1「水防体制の事務分掌」参照

第2節 水防の責任

1. 岡山市災害警戒本部の責任（法第3条）

岡山市内における水防体制と組織の確立強化を図るとともに，水防が十分行われるような水防能力の確保と向上に努める。

2. 一般住民の責任

住民は常に気象状況や出水の状況に注意して，水害の発生が予想されるときは進んで水防に協力しなければならない。

第3章 非常配備計画

第1節 水防体制の種類と配備基準

1. 水災の発生が予想される場合、または水災が発生した場合において、水防活動を実施するため市が配備すべき体制は、次の基準による。

体制	配 備 基 準	活 動 内 容	本部・配備規模等
監視体制	① 岡山市に次の気象注意報のいずれかが発表されたとき。（大雨、洪水、高潮）	1 少数の人員をもって活動を開始し、諸情報の収集、連絡等を主に行う。 2 状況の推移によっては直ちに注意体制に必要な要員の招集を行う。	待機配備 若干名 （諸情報の収集、連絡等が実施できる必要数の職員）
注意体制	① 岡山市に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。（大雨、洪水、高潮） 2 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 ③ 岡山市内で水防警報が発表されたとき。 ④ 岡山県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき。 5 その他本部長が必要により当該配備を指示したとき。	1 気象等の警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合に、局地的または小災害に対応できる体制とする。 2 気象予報及び警報等、災害情報、その他情報の収集伝達。 3 警戒巡視及び災害応急対策の実施。	1号配備 災害警戒本部 必要最小限の職員 （警戒巡視または局地的な災害に対し、災害 応急対策が実施できる必要数の職員）
警戒体制	1 台風が岡山県または近県を通過することが確実となったとき。 2 長雨が続き、岡山市に大雨、洪水警報が発表されたとき、又は局地的な大雨が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき ④ 岡山県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県海域に津波警報が発表されたとき。 5 その他本部長が必要により当該配備を指示したとき。	1 災害が数地区で発生し、または拡大の危険性がある場合に災害応急対策の実施及び災害の拡大を防止するための体制とする。 2 防災気象情報、災害情報、被害状況その他情報の収集伝達。 3 災害応急対策及び災害防除措置の実施。	2号配備 災害警戒本部 災害対策本部 （必要と認める場合は災害対策本部設置） 対象職員の3分の1程度
特別警戒体制	1 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。 ② 特別警報が発表されたとき。 ③ 岡山県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき。	1 相当規模の災害が発生し、拡大のおそれがある場合に、災害応急対策及び救助活動実施並びに災害の拡大を防止するための体制とする。 2 防災気象情報・災害情報・被害状況その他情報の収集伝達。 3 災害応急対策及び災害防除措置の実施。	3号配備 災害対策本部 対象職員の2分の1程度
非常体制	1 台風、大雨、洪水、津波等の異常な自然現象により、市内全域において災害が続発し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。 2 特別警報が発表され、その他本部長が必要により当該配備を指示したとき。 ④ 岡山県沿岸の海域に大津波警報（特別警報[津波]）が発表されたとき。	1 大規模な災害又は事故に対し、緊急かつ総力をあげて災害諸対策を強力に推進する体制。	4号配備 災害対策本部 全職員

※ 丸数字は自動発令とする。

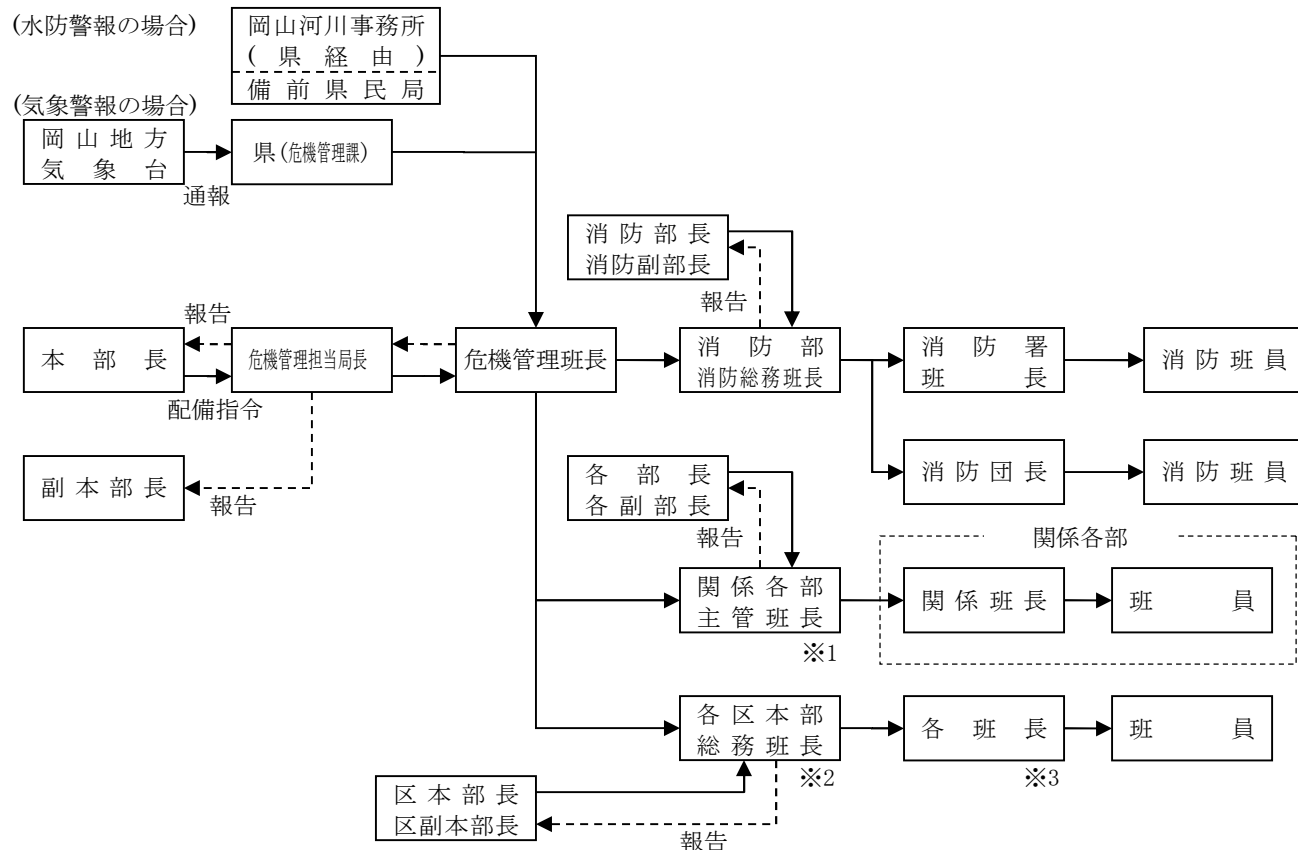
※ 高潮警報（特別警報〔高潮〕除く）のみの発表により警戒地域が沿岸部のみとなる場合、沿岸部のない区本部は初動から除く。

※ 水防警報のみの発表による場合は、流域外の区本部は初動から除く。

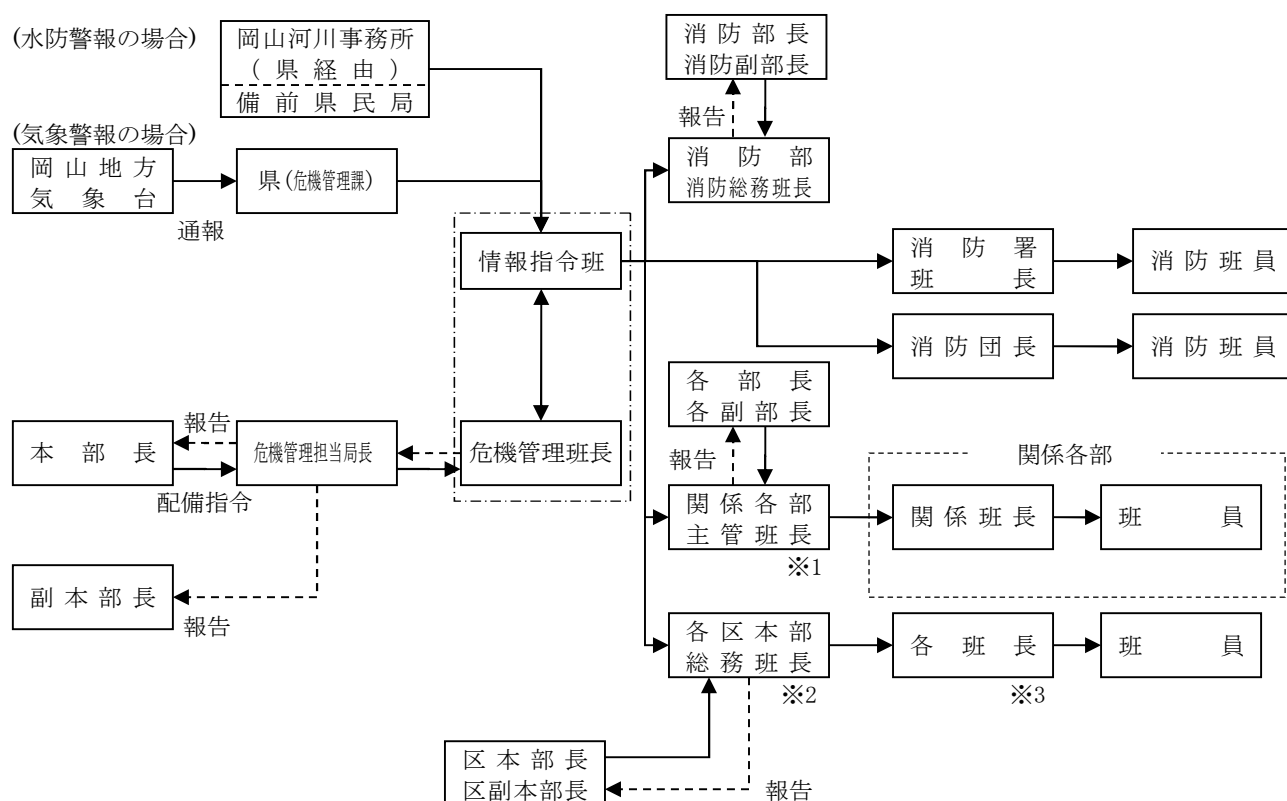
第2節 動員計画

1. 災害警戒本部設置時の配備指令

- (1) 監視体制の場合は，各部署ごとに対応する。
- (2) 勤務時間内の場合（注意体制，警戒体制）



- (3) 勤務時間外の場合（注意体制，警戒体制）



※1

課名	電話	FAX
広報広聴課	803-1024 内3470	803-1731
総務法制企画課	803-1081 内4450	803-1840
庁舎管理課	803-1152 内4420	225-5487
財政課(※)	803-1146 内4411	803-1735
市民生活企画総務課	803-1029 内3730	803-1744
市民協働企画総務課	803-1031 内3270	803-1872
保健福祉企画総務課	803-1204 内5832	803-1779
こども企画総務課	803-1220 内4760	225-4441
環境企画総務課	803-1292 内3960	803-1737
経済企画総務課	803-1322 内4511	803-1738
都市企画総務課	803-1367 内3610	803-1740
下水道経営企画課	803-1483 内4910	803-1746
教育企画総務課	803-1571 内3810	234-4141

(※)本部長が必要と判断した場合に連絡する。

※2

区役所名	電話	FAX
北区役所	803-1850 内4120	803-1725 内4194
中区役所	901-1601 内71214	901-1604
東区役所	944-5100 内72241	942-2528
南区役所	902-3500 内73315	902-3540

※3

区	出先機関名	電話	FAX
北区	土木農林分室	286-9070	286-8010
	御津支所	724-1111	724-1117
	建部支所	722-1111	722-3903
	一宮地域センター	284-0501	284-9016
	津高地域センター	294-2411	294-9081
	高松地域センター	287-3731	287-9081
	吉備地域センター	293-1111	292-6081
	足守地域センター	295-1111	295-9081
中区	富山地域センター	277-7211	274-9041
東区	瀬戸支所	952-1111	952-2840
	上道地域センター	297-4211	297-9081
南区	灘崎支所	363-5201	363-5207
	妹尾地域センター	282-3121	281-9081
	福田地域センター	282-1131	281-9082
	興除地域センター	298-3131	298-9081
	藤田地域センター	296-2221	296-9081
	児島地域センター	267-2231	267-9081
	福浜地域センター	265-4181	265-4185

- (4) 伝達は電話またはファックス等敏速に行える方法による。
 - (5) 各部班内の動員計画は、それぞれの部及び班において実情に即した方法を定め、部班員に周知徹底しておくとともに、これを危機管理部危機管理班に提出しておかなければならない。
2. 消防団員の動員は、消防部長及び消防署の定める計画により、消防部長及び消防署長において行う。
 3. 各部長及び区本部長は災害の状況等により配備人員を必要に応じて増減することができる。
 4. 部班員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の状況の推移に注意するとともに、すすんで所属の部班と連絡をとり、事態が急迫したと認めるとき、又は非常災害が発生したときには、直ちに所定の部署につかなければならない。
 5. 本部長は、災害警戒本部を設置したときは岡山県備前県民局長に連絡しなければならない。

第4章 水防業務

第1節 安全確保

1. 津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全が十分確保されるよう、ライフジャケット等保安用具の着用や、通信機器（消防無線、デジタルMCA無線、携帯電話等）、ラジオ等の携行による最新の気象情報が入手可能な状態で出動するものとする。特に津波の発生時においては、水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等必要な活動を行わなければならない。
2. 本部長又は区本部長は、危険を伴う水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して、出動指示等を行うものとする。

第2節 情報収集

1. 本部（危機管理室及び消防局消防総務部予防課）は防災気象情報を収集し、備前県民局並びに岡山河川事務所等と密接な連絡を取り、次表の雨量、水位、潮位観測所のデータ、ダム放流量の状況把握に努める。
2. 区本部は、岡山県総合防災システムや各所管雨量観測所等により水文情報の把握に努める。また、本部から要請があった場合は、所管雨量観測所の観測結果を報告する。
3. 本部各担当部・班及び区本部各担当班は、状況に応じて危険箇所等を巡視し、水位の変動、堤防・護岸等の異常について、本部長及び区本部長に報告する。

関係雨量観測所一覧表

観 測 所		位 置	電 話	短縮	参 考
市 観 測 所	南 区 役 所	岡山市南区浦安南町495番地5	902-3500		南区本部所管
県 観 測 所	足 守	岡山市北区足守718番地（足守地域センター）	295-1111	848	テレメータ
	県 庁	〃 北区内山下二丁目4番6号（岡山県庁）	224-2111	840	〃
	黒 谷	〃 北区東山内1773番地2（黒谷ダム管理事務所）	299-0054		自 記
	庭 瀬	〃 北区庭瀬（庭瀬観測所）			テレメータ
	岡 山	〃 北区弓之町6番地1（備前県民局）	224-3141	841	〃
	南 山	〃 北区菅野（笹ヶ瀬川調整池）			〃
	金 川	〃 北区御津金川1020番地（御津支所）	724-1111	884	〃
	金 山	〃 北区高野尻（県金山中継所）			砂防関係テレメータ
	旭 川 ダ ム	〃 北区建部町鶴田（旭川ダム統合管理事務所）			テレメータ
	建 部	〃 北区建部町福渡（旧建部建設事務所）			〃
	二 日 市	〃 東区瀬戸町二日市1番地1（瀬戸排水機場）			砂防関係テレメータ
	浅 越	〃 東区浅越地内		—	テレメータ
	片 岡	〃 南区片岡207番地（灘崎支所）	363-5201		〃
国 観 測 所	岡山地方気象台 岡 山	岡山市北区津島中（岡山大学）	223-1331		岡山地方気象台
	岡山地方気象台 福 渡	〃 北区建部町福渡	223-1331		地域気象観測所 オンライン
	岡山地方気象台 日 応 寺	〃 北区日応寺（岡山空港）	223-1331		〃
	岡山河川事務所 岡 山	〃 北区鹿田町二丁目4番地36号（岡山河川事務所）	223-5196	861	テレメータ
	岡山河川事務所 金 川	〃 北区御津金川			〃
	岡山河川事務所 瀬 戸	〃 東区瀬戸町笹岡			〃
	岡山河川事務所 西 大 寺	〃 東区金岡東町一丁目7番8号（西大寺出張所）	942-2497		自 記

関係水位観測所一覧表(1) (洪水予報)

洪水予報河川基準地点(水位観測所) (国土交通大臣指定河川)

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位	零点 標高	所管	電話	参考
旭川	下牧	北下区牧	4.30	6.70	7.60	8.40	—	11.807	岡山河川 事務所	223-5196	テレメータ
	三野	北三区野目	5.20	6.80	7.10	7.60	9.500	-0.076	〃	〃	〃
	相生橋	北内山下	2.20	4.30	4.70	5.20	6.310	-0.060	〃	〃	〃
百間川	原尾島橋	中原尾島	4.10	4.60	6.10	6.80	7.400	-0.268	〃	〃	〃
吉井川	津瀬	和気郡和気町	5.00	6.40	8.50	9.60	—	28.932	〃	〃	〃
	御休	東一区市	4.80	5.80	7.70	8.20	8.746	1.768	〃	〃	〃
高梁川	日羽	総社市羽	7.70	8.90	10.30	11.00	—	22.220	〃	〃	〃
	船穂	倉敷市穂	2.40	4.20	6.20	6.90	7.790	1.359	〃	〃	〃

洪水予報河川基準地点(水位観測所) (県知事指定河川)

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	零点 標高	所管	電話	参考
笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬	北白石	2.10	2.40	2.70	3.00	-1.00	備前・備中 県民局	224-3141	テレメータ
足守川	甫崎	北津寺	2.70	3.00	3.30	3.60	3.761	〃	〃	〃

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	零点 標高	所管	電話	参考
一級河川 旭川水系 旭川	福渡	岡山市北区 建部町福渡	4.90	5.40	5.90	6.40	53.370	備前 県民局	224-3141	テレメータ
	金川 (県)	岡山市北区 御津金川	3.90	4.30	4.70	5.10	29.85	〃	〃	〃

関係水位観測所一覧表(2) (水防警報河川・海岸)

水防警報河川基準地点(水位観測所) (国土交通大臣指定河川)

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位	計 画 高 水 位	零点 標高	所管	電話	水防警報 発表者	参考
旭川	下牧	北下区牧	4.30	6.70	7.60	8.40	—	11.807	岡山河川事務所	223-5196	岡山河川事務所長	テレメータ
	三野	北三区野一丁目	5.20	6.80	7.10	7.60	9.500	-0.076	〃	〃	〃	〃
百間川	原尾島橋	中原尾島	4.10	4.60	6.10	6.80	7.400	-0.268	〃	〃	〃	〃
吉井川	御休	東一区市	4.80	5.80	7.70	8.20	8.746	1.768	〃	〃	〃	〃
	津瀬	和気郡和気町	5.00	6.40	8.50	9.60	—	28.932	〃	〃	〃	〃
旭川 高潮計画区間 河口～2.0km	三蟠※	中新築港	1.70	1.90	—	—	—	±0	〃	〃	〃	テレメータ 潮位計測
吉井川 高潮計画区間 河口～3.1km	九蟠※	東九区蟠	3.30	3.60	—	—	4.19	-1.771	〃	〃	〃	〃

※ 岡山地方気象台から高潮警報が発表されているときに限り水防警報を発表する観測所

水防警報河川水位観測所 (県知事指定河川) (): 水位周知河川として通知する水位

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位	零点 標高	所管	電話	水防警報 発表者	参考
砂川 (旭川)	上道	東竹区原	4.20	4.70	(5.20)	(5.70)	-0.180	備前県民局	224-3141	備前県民局長	テレメータ
笹ヶ瀬川	首部	北首区部	4.20	4.50	(4.80)	(5.10)	0.870	〃	〃	〃	〃
	笹ヶ瀬	北白石	2.10	2.40	(2.70)	(3.00)	-1.00	〃	〃	〃	〃
	藤田	南藤田	1.50	2.50	—	—	-1.00	〃	〃	〃	〃
足守川	撫川	北撫区川	2.80	4.00	—	—	-1.00	〃	〃	〃	〃
砂川 (笹ヶ瀬川)	宮瀬橋	北一區宮	3.50	3.80	(3.80)	(4.10)	0.319	〃	〃	〃	〃

水防警報海岸潮位観測所 (県知事指定海岸)

海岸名	観測所名	位置	通報 位	警 戒 位	零 点 標 高	所管	電話	水防警報 発表者	参考
三蟠九蟠海岸	高島※	中新築港	1.85	2.35	±0	備前県民局	224-3141	備前県民局長	テレメータ
岡山港海岸 立川地区・西小串地区	高島※	〃	0.70	0.90	±0	〃	〃	〃	〃
久々井漁港海岸 久々井地区	牛窓※	瀬戸内市牛窓町	0.50	0.70	±0	〃	〃	〃	〃

※ 岡山地方気象台から高潮警報が発表されているときに限り水防警報を発表する観測所

関係水位観測所一覧表(3) (水位周知河川)

水位周知河川水位観測所 (県知事指定河川)

() : 水防警報で通知する水位

[] : 参考水位 (H30年度掲載)

河川名	観測所名	位 置	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位	零点 標高	所管	電話	参考
千町川 千町古川	千町	瀬戸内市 邑久町本庄	—	—	1.70	2.00	-0.63	備 前 県民局	224-3141	テレメータ
千田川	福中	瀬戸内市 邑久町福中	—	—	3.30	3.40	0.00	〃	〃	〃
旭 川	落 合	真庭市 法界寺	—	—	4.40	4.70	114.9	美作・備前 県民局	〃	〃
砂 川 (旭 川)	上 道	東 区 竹 原	(4.20)	(4.70)	5.20	5.70	-0.180	備 前 県民局	〃	〃
宇甘川	宇 甘	北 区 御津宇甘	[2.70]	[3.00]	3.30	3.60	52.84	備 前 県民局	〃	〃
笹ヶ瀬川	首 部	北 区 首 部	(4.20)	(4.50)	4.80	5.10	0.870	備前・備中 県民局	〃	〃
砂 川 (笹ヶ瀬川)	宮瀬橋	北 区 一 宮	(3.50)	(3.80)	3.80	4.10	0.319	〃	〃	〃
倉敷川	彦 崎	南 区 彦 崎	[2.50]	[2.70]	2.90	3.00	-2.059	備 前 県民局	〃	〃

関係水位観測所一覧表(4) (基準指定なし)

市内河川水位観測所

河川名	観測所名	位 置	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位	計 画 高水位	零点 標高	所管	電話	参考
旭川	牧 山	北 区 下 牧	—	—	—	—	—	13.175	岡 山 河 川 事 務 所	223-5196	テレメータ
	中 原	中 区 今在家	—	—	—	—	—	-0.009	〃	〃	〃
	北 方	北 区 北 方	—	—	—	—	—	1.368	〃	〃	自 記
	金 川	北 区 御津金川	—	—	—	—	—	30.010	〃	〃	テレメータ
百間川	沖 田	中 区 沖 元	—	—	—	—	2.45	-0.231	〃	〃	〃
百間川 (河口水門)	沖 元	中 区 沖 元	1.85	2.35	—	—	2.50	-0.208	〃	〃	テレメータ 潮位計測
砂 川 (旭 川)	瀬 戸	東 区 瀬戸町 笹岡	—	—	—	—	—	5.952	〃	〃	テレメータ
	浅 越	東 区 浅 越	—	—	—	—	—	—	備 前 県民局	224-3141	〃
吉井川	坂根堰上	東 区 瀬戸町 大内	—	—	—	—	13.540	0.006	岡 山 河 川 事 務 所	〃	自 記
	坂根堰下	東 区 瀬戸町 大内	—	—	—	—	13.020	0.012	〃	〃	〃
宇 甘川	九 谷	北 区 御津九谷	—	—	—	—	—	—	旭 川 ダム 統合管理事務所	722-0113	テレメータ
誕生寺川	下 神 目	北 区 建部町 下神目	1.70	2.20	—	—	—	66.88	備 前 県民局	224-3141	〃
吉井川	鴨 越	東 区 久 保	—	—	—	—	—	—	八塔寺川ダム 管理事務所	0869-84-2550	〃
笹ヶ瀬川	菅 野	北 区 菅 野	—	—	—	—	—	—	備 前 県民局	224-3141	〃
	今 保	北 区 今 保	—	—	—	—	—	-1.00	〃	〃	〃
足守川	足 守	北 区 足 守	—	—	—	—	—	18.798	〃	〃	〃
中 川	中川橋	北 区 一 宮	—	—	—	—	—	0.00	備 前 県民局	224-3141	〃

市内潮位観測所

海 岸 名	観測所名	位 置	通報潮位	警戒潮位	計 画 高水位	零 点 標 高	所 管	電 話	参 考
久々井漁港海岸 久々井地区	久々井	東 区 久々井	—	—	—	—	危機管理室	803-1082	テレメータ

市内ダム一覧表

河川名	観測所名	位 置	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	計 画 高水位	零点 標高	所管	電話	参考
旭 川	旭川ダム	北 区 建部町 鶴 田	—	—	—	—	—	旭川ダム 統合管理事務所	722-0113	土木ダムテレメータ (ダム貯水位)
足守川	黒 谷	北 区 東山内	—	—	—	—	—	北区役所 土木農林分室	286-9071	自 記 (ダム貯水位)

関係水位観測所一覧表(5) (基準指定なし)

市内河川危機管理型水位計

河川名	観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位	零点 標高	所管	電話
笹ヶ瀬川	一の瀬橋-U	北区 栢谷	—	—	—	—	—	—	備前 県民局	224-3141
砂川	檜部橋-U	東区 沼	—	—	—	—	—	—	〃	〃
旭川	葛城橋-U	北区 御津野々口	—	—	—	—	—	—	〃	〃
吉宗川	菅野橋-U	北区 菅野	—	—	—	—	—	—	〃	〃
幸崎川	黒和橋-U	東区 南水門町	—	—	—	—	—	—	〃	〃
幸田川	幸田川橋-U	東区 北幸田	—	—	—	—	—	—	〃	〃
江川	木屋橋-U	東区 君津	—	—	—	—	—	—	〃	〃
妹尾川	新妹尾川共生橋-U	南区 藤田	—	—	—	—	—	—	〃	〃
千町川	豊橋-U	東区 西大寺五明	—	—	—	—	—	—	〃	〃
足守川	共栄橋-U	北区 下土田	—	—	—	—	—	—	〃	〃
吉井川	岡山市東区西大寺 新地地先	東区 西大寺新地	—	—	—	—	—	—	岡山河川 事務所	223-5196
吉井川	岡山市東区久保 地先	東区 久保	—	—	—	—	—	—	〃	〃
吉井川	岡山市東区瀬戸町 宇治地先	東区 瀬戸町宇治	—	—	—	—	—	—	〃	〃
吉井川	岡山市東区中正路 地先	東区 中正路	—	—	—	—	—	—	〃	〃
旭川	岡山市北区番町 地先	北区 番町	—	—	—	—	—	—	〃	〃
旭川	岡山市中区西川原 地先	中区 西川原	—	—	—	—	—	—	〃	〃
旭川	岡山市中区中原 地先	中区 中原	—	—	—	—	—	—	〃	〃
旭川	岡山市北区玉柏 地先	北区 玉柏	—	—	—	—	—	—	〃	〃
百間川	岡山市中区竹田 地先 (0002)	中区 竹田	—	—	—	—	—	—	〃	〃
百間川	岡山市東区中川町 地先	東区 中川町	—	—	—	—	—	—	〃	〃
百間川	岡山市中区海吉 地先	中区 海吉	—	—	—	—	—	—	〃	〃

関係ダム一覧表

ダム名	水系名	河川名	目 的	高 さ (m)	長 さ (m)	総貯水量 (千m ³)	有効貯水量 (千m ³)	事 務 所 電 話	管理者
旭 川	旭 川	旭 川	洪水調節 発 電 上 水 道	45.0	212.0	57,382	51,772	(0867)22-0113	岡山県 (土木部)
湯 原	〃	〃	洪水調節 発 電	73.5	194.4	99,600	86,000	(0867)62-2010	〃
鳴 滝	〃	加 茂 川	洪水調節 上 水 道	34.0	127.0	1,680	1,460	(0866)56-8026	〃
竹 谷	〃	竹 谷 川	洪水調節 上 水 道	38.0	199.0	498	444	(0866)54-2532	〃
河 平	〃	日山谷川	洪水調節 上 水 道	38.5	107.0	769	681	(0867)34-0813	〃
恩 木	〃	豊 岡 川	洪水調節	30.8	106.5	540	375	(0867)34-1111 吉備中央町農林建設課	吉備中央町
苫 田	吉井川	吉井川	洪水調節 上 水 道 発 電 かんがい 工業用水	74.0	225.0	84,100	78,100	(0868)52-2151	国土交通省
黒 木	〃	倉 見 川	発 電 洪水調節 上 水 道 かんがい	53.0	193.0	6,000	5,075	(0868)42-3006	岡山県 (企業局)
久 賀	〃	梶 並 川	洪水調節 かんがい	36.5	171.0	4,400	3,800	(0868)77-0232	美作市
津 川	〃	津 川 川	洪水調節 上 水 道 発 電	76.0	228.0	5,990	5,450	(0868)42-3392	岡山県 (土木部)
香々美	〃	香々美川	かんがい 洪水調節	39.0	131.0	1,853	1,703	(0868)56-0225	鏡野町
滝 の 宮	〃	河 会 川	洪水調節	28.0	111.0	994	854	(0868)74-3111 美作市英田総合支所 業 務 管 理 課	美作市
日 笠	〃	笹 目 川	かんがい 洪水調節	39.0	118.0	1,239	1,098	(0869)93-1121 和気町産業建設部	和気町
滝 山	〃	滝 山 川	洪水調節	33.2	98.0	449	392	(0869)54-1111 赤磐市吉井支所 産業建設課	赤磐市
八塔寺川	〃	八塔寺川	洪水調節 上 水 道	44.0	226.0	5,700	4,640	(0869)84-2550	岡山県 (土木部)
黒 谷	笹ヶ瀬川	足 守 川	かんがい 洪水調節	43.6	208.5	1,334	1,134	(086)299-0054	岡山市 (北区土木 農林分室)

水文情報入手方法

インターネット

- ・国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
- ・岡山県 岡山県総合防災情報システム <https://www2.bosai.pref.okayama.jp>

地上デジタル放送

- ・文字放送 NHK RSK

第3節 水防活動用の注意報及び警報の種類

水防活動用の注意報、警報とは、気象業務法に基づき岡山地方気象台が行う一般の利用に適合する大雨、洪水及び高潮の注意報又は警報並びに気象庁が行う津波予報区岡山県対象の津波注意報及び警報をいう。

発表に際しては、特に「水防活動用」の語は冠しないものとする。

1. 注意報及び警報の種類と発表基準（令和3年6月8日現在）

注意報は気象等の原因により、災害が起こるおそれがあると予想されるとき、注意を呼びかけるために行うものをいい、警報は、気象等の原因により重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、警戒を呼びかけるために行うものをいう。さらに重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を発表する。

注意報及び警報のうち水防活動の利用に適合するものの種類及び発表の具体的な基準は、次表のとおりである。

(1) 岡山地方気象台が発表する水防活動用の注意報、警報の種類及び発表基準

岡山市	府県予報区	岡 山 県
	一次細分区域	南 部
	市町村をまとめた地域	岡 山 地 域
警 報	暴風（平均風速）	陸上 20m/ s
		海上 25m/ s
	高潮（潮位：標高）	2.0m
	大雨	表面雨量指数基準 14
		土壌雨量指数基準 102
	洪水	流域雨量指数基準 倉安川流域=5.2, 砂川（東区）流域=17.4, 宇甘川流域=20.7, 倉敷川流域=16.1, 砂川（北区）流域=9.3
		複合基準 旭川流域=（8, 30）, 百間川流域=（12, 3） 倉安川流域=（12, 3.7）, 砂川（東区）流域=（8, 15.6） 宇甘川流域=（8, 20.4）, 笹ヶ瀬川流域=（8, 19.3） 足守川流域=（8, 16.3）
		指定河川洪水予報による基準 旭川[下牧・三野・相生橋], 百間川[原尾島橋], 吉井川[津瀬・御休], 笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川[笹ヶ瀬・甫崎], 旭川水系旭川中流部[福渡・金川（県）]
注 意 報	高潮（潮位：標高）	1.7m
	大雨	表面雨量指数基準 10
		土壌雨量指数基準 82
	洪水	流域雨量指数基準 倉安川流域=4.1, 砂川（東区）流域=13.9, 宇甘川流域=16.5, 倉敷川流域=12.8, 砂川（北区）流域=7.4
		複合基準 吉井川流域=（5, 60.9）, 旭川流域=（5, 27）, 百間川流域=（7, 2.7）, 倉安川流域=（8, 3.3）, 砂川（東区）流域=（5, 8.9）, 宇甘川流域=（8, 16.5）, 笹ヶ瀬川流域=（8, 15.6）, 足守川流域=（5, 14.5）
		指定河川洪水予報による基準 旭川[下牧・三野・相生橋], 百間川[原尾島橋], 吉井川[津瀬・御休], 笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川・足守川[笹ヶ瀬・甫崎], 旭川水系旭川中流部[福渡・金川（県）]

（語句の説明）

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

複 合 基 準：（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

(2) 気象庁が発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

警報・注意報の種類	発表基準	予想される津波の高さ※2		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの 予想の区分)	巨大地震の 場合の表現	
大津波 警報 (特別警報) ※1	予想される津波の高 さが高いところで3m を超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波 による流れに巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人は、ただちに高台 や津波避難ビルなど安全な場所へ 避難する。警報が解除されるまで安全 な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高 さが高いところで1m を超え、3m以下の場 合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波によ る流れに巻き込まれる。沿岸部や川 沿いにいる人は、ただちに高台や津 波避難ビルなど安全な場所へ避難 する。警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
津波 注意報	予想される津波の高 さが高いところで0. 2m以上、1m以下の場 合であって、津波に よる災害のおそれがある場合。	1m (20cm<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込 まれ、また、養殖いかだが流出し小 型船舶が転覆する。海の中にいる人 はただちに海から上がって、海岸か ら離れる。海水浴や磯釣りは危険な ので行わない。注意報が解除される まで海に入ったり海岸に近付いた りしない。

※1 大津波警報を特別警報に位置付けている。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合※

※：過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

注) 1 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

I 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表します。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

II 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表します。

◆気象等に関する特別警報の発表基準については気象庁ホームページを参照

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

2 台風等を要因とする特別警報の指標

伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

- ① 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、高潮の警報を特別警報として発表される。
- ② 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、高潮の警報を特別警報として発表される。

2. 国土交通省及び気象庁による洪水予報

国土交通大臣が指定した河川についての洪水予報の発表は、国土交通省岡山河川事務所及び岡山地方気象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予測を示して洪水予報を共同発表する（水防法10条、気象業務法14条の2）。

なお、この発表をしたときは、直ちに次に示す伝達系統図に従って、各関係機関に通知するものとする（水防法10条）。

(1) 洪水予報を行う河川及びその区間

旭 川（平成21. 9. 10 国土交通省告示第992号）

百間川（平成 3. 3. 27 運輸省・建設省告示第2号）

河 川 名	区 間
旭 川	左岸 岡山市北区牟佐字高尾1673番地先 右岸 岡山市北区玉柏字宮本2744番地先] から海まで
百 間 川	左岸] 旭川からの分派点から海まで 右岸

吉井川（平成 8. 3. 22 運輸省・建設省告示第1号）

吉 井 川	左岸 和気郡和気町岩戸字コホツカ谷606番地先 右岸 和気郡和気町田原上字日ノ谷奥1527番24地先] から海まで
-------	---

高梁川（平成 9. 3. 21 運輸省・建設省告示第3号）

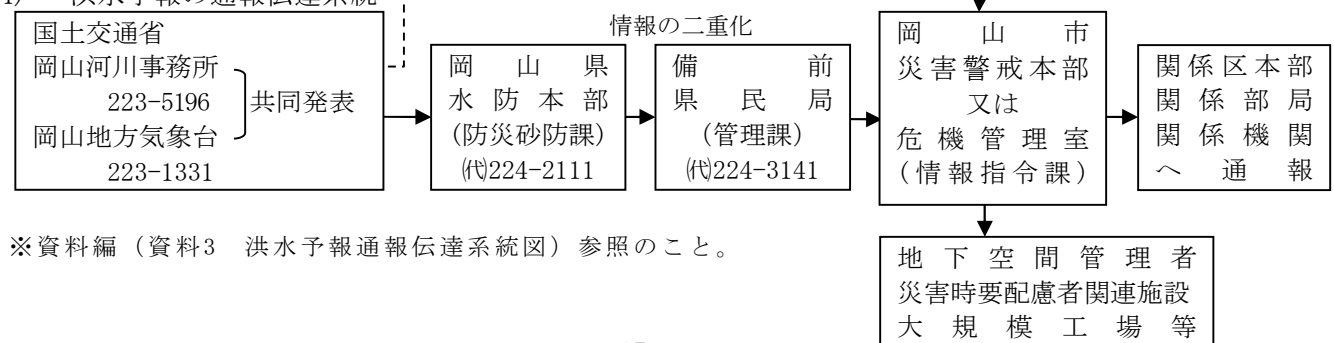
高 梁 川	岡山県総社市大字穴栗字杖ノ元564番1地先豪溪秦橋から海まで
-------	--------------------------------

(2) 水位観測所 第4章第2節の関係水位観測所(1)（洪水予報）参照

(3) 洪水予報の基準

段 階 別	基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	(2)に示すいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	(2)に示すいずれかの基準地点の水位が ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	(2)に示すいずれかの基準地点の水位が ・氾濫危険水位に到達したとき ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内で氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	洪水による危険がなくなったと認められるとき、岡山河川事務所と岡山地方気象台が協議のうえ決定する。

(4) 洪水予報の通報伝達系統



- (5) 洪水予報発表の形式
資料編（資料4）のとおりとする。

3. 岡山県及び気象庁による洪水予報

県知事が指定した河川についての洪水予報の発表は、関係県民局及び岡山地方気象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予想を示して洪水予報を共同発表する（水防法11条，気象業務法14条の2）。

なお，この発表をしたときは，直ちに次に示す伝達系統図に従って，各関係機関に通知するものとする（水防法11条）。

(1) 洪水予報を行う河川及びその区間

笹ヶ瀬川，足守川（平成17. 6. 7 岡山県告示第392号）

河川名	区 間
笹ヶ瀬川	左岸 岡山市北区矢坂西町2063-6地先から岡山市南区当新田字三番前490-36地先まで 右岸 岡山市北区尾上字飼料173-1地先から岡山市南区藤田字錦724-126地先まで
足守川	左岸 岡山市北区撫川字上保田31-1地先から岡山市北区今保969-1地先まで 右岸 岡山市北区撫川字岡久1315-3地先から岡山市南区古新田字後庄田293-1地先まで

旭川（令和2年8月6日 岡山県告示第436号）

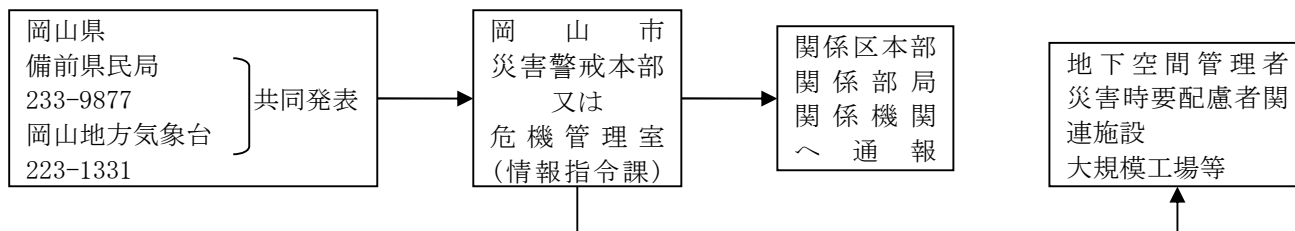
河川名	区 間
旭 川	左岸 岡山市北区建部町三明寺字保岡前11番から岡山市北区牟佐字高尾1673番地先まで 右岸 岡山市北区建部町品田字上保木5番5地先から岡山市北区玉柏字宮本2744番地先まで

(2) 水位観測所 第4章第2節関係水位観測所(1)（洪水予報）参照

(3) 洪水予報の基準

段 階 別	基 準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	(2)に示すいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し，さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 （洪水警報）	(2)に示すいずれかの基準地点の水位が ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し，氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し，さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 （洪水警報）	(2)に示すいずれかの基準地点の水位が ・氾濫危険水位に到達したとき ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え，さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報実施区間内で氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	洪水による危険がなくなったと認められるとき，備前県民局と岡山地方気象台が協議のうえ決定する。

(4) 洪水予報通報伝達系統



※資料編（資料3 洪水予報通報伝達系統図）参照のこと。

- (5) 洪水予報発表の形式
資料編（資料4）のとおりとする。

4. 岡山県による水位の通知及び周知

県知事が行う水位の周知は、関係県民局長が行うものとする。

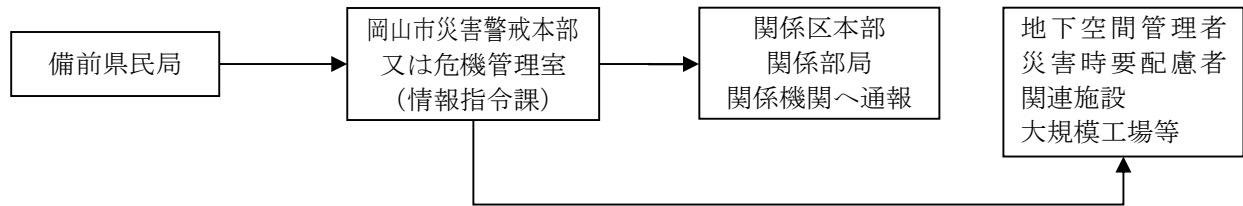
関係県民局長は、河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、次の伝達系統図に従って関係機関に通知するものとする（水防法13条）。

(1) 県知事が水位の通知及び周知を行う河川

河 川 名	区 域
一級河川 吉井川水系 千 町 川	起点 左岸 瀬戸内市邑久町尻海1073番1地先 右岸 " 1011番2地先 終点 左岸 千町古川との分派点 起点 千町古川との合流点 終点 吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 千町古川	起点 千町川との分派点 終点 千町川との合流点
一級河川 吉井川水系 千 田 川	起点 左岸 瀬戸内市長船町飯井1180番3地先 右岸 " 1180番4地先 終点 吉井川との合流点
一級河川 旭 川水系 旭 川	起点 左岸 真庭市社字三ツ瀬川端139番地の1地先 右岸 " 豊栄字宮ノ上1119番1地先 終点 左岸 岡山市北区牟佐字高尾1673番地先 右岸 " 北区玉柏字宮本2744番地先
一級河川 旭 川水系 砂 川	起点 赤磐市町苅田字八丁1047番1地先 終点 百間川との合流点
一級河川 旭 川水系 宇 甘 川	起点 日山谷川との合流点 終点 旭川との合流点
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	起点 左岸 岡山市北区栢谷字一ノ瀬1744-1地先 右岸 " 北区栢谷字免谷13-1地先 終点 左岸 岡山市北区矢坂西町2063-6地先 右岸 " 北区尾上字飼料173-1地先
二級河川 笹ヶ瀬川水系 砂 川	起点 左岸 岡山市北区大窪字西畑631 右岸 " 北区大窪字大門718 終点 左岸 岡山市北区一宮字今溝345 右岸 " 北区一宮字中田697
二級河川 倉敷川水系 倉 敷 川	起点 左岸 倉敷市船倉町字葭原1291番の5地先 右岸 倉敷市御船町字川間490番の3地先 終点 海に至る

(2) 水位観測所 第4章第2節関係水位観測所(3)参照

(3) 水位周知伝達系統図
避難判断水位、氾濫危険水位



(4) 発表の形式
資料編（資料4）のとおりとする。

5. 国土交通大臣若しくは知事が行う水防警報とその措置

国土交通大臣若しくは知事が指定する河川又は海岸についての水防警報の発表は国土交通省岡山河川事務所長及び関係県民局長が行うものとし、次に示す各水防警報に基づく水位，潮位(3)を示して，水防上の警報(4)を発表する。

なお，この発表をしたときは直ちに次に示す伝達系統図(5)(6)に従って各関係機関に通知するものとする（水防法16条）。

- (1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川及びその区域（昭和30. 9. 9 建設省告示第1178号）
（百間川 昭和39. 7. 17 建設省告示第1798号）
（吉井川 昭和55. 4. 5 建設省告示第823号）
（旭 川 平成21. 9. 10 国土交通省告示第991号）

河 川 名	区 域	水防警報発表者
旭 川 幹 川	左岸 岡山市北区牟佐字高尾1673番地先 右岸 岡山市北区玉柏字宮本2744番地先] から海まで	岡 山 河 川 事 務 所 長
百 間 川	左岸] 旭川からの分派点から海まで 右岸	岡 山 河 川 事 務 所 長
吉井川幹川	左岸 和気郡和気町岩戸字コホッカ谷606番地先 右岸 和気郡和気町大字田原上字日ノ谷奥1527番24地先] から海まで	岡 山 河 川 事 務 所 長

- (2) 県知事が水防警報を行う指定区域（昭和 34. 6. 2 岡山県告示第433号）
（昭和 46. 5. 21 岡山県告示第468号）
（昭和 55. 4. 8 岡山県告示第358号）
（平成 2. 4. 6 岡山県告示第372号）
（平成 3. 5. 17 岡山県告示第388号）
（平成 17. 6. 7 岡山県告示第393号）
（平成 18. 6. 9 岡山県告示第345号, 346号）
（平成 25. 5. 24 岡山県告示第300号）

河川海岸名	区 域	水防警報発表者
三蟠九蟠海岸	起点 岡山市東区九蟠2番地先 九蟠港西防波堤付根 終点 岡山市中区江並483番地 旭川起点	備前県民局長
久々井漁港海岸 久々井地区	起点 岡山市東区久々井字新開1670の1番地先 終点 岡山市東区久々井字西濱1439番地	備前県民局長
岡山港海岸 立川地区	起点 岡山市南区海岸通一丁目5の18番地先 旭川基点 終点 岡山市南区築港栄町10-1番地先 汐止堤防交差点東詰	備前県民局長
岡山港海岸 西小串地区	起点 岡山市南区小串字大浦2246-1番地 終点 岡山市南区小串字西ノ奥3790-8番地	備前県民局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 足 守 川	起点 左岸 岡山市北区撫川字上保田31-1地先 右岸 " 北区撫川字岡久1315-3地先 終点 左岸 岡山市北区今保969-1地先 右岸 " 南区古新田字後庄田293-1地先	備前県民局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 砂 川	起点 左岸 岡山市北区大窪字西畑631 右岸 " 北区大窪字大門718 終点 左岸 岡山市北区一宮字今溝345 右岸 " 北区一宮字中田697	備前県民局長
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	起点 左岸 岡山市北区栢谷字一ノ瀬1744-1地先 右岸 " 北区栢谷字免谷13-1地先 終点 左岸 岡山市南区当新田字三番前490-36地先 右岸 " 南区藤田字錦724-126地先	備前県民局長
一級河川 旭 川水系 砂 川	起点 赤磐市野苧田字八丁1047番1地先の県道橋下流端 終点 百間川との合流点	備前県民局長

(3) 水位（潮位）観測所

河川海岸名	観測所名	位置	水防団待機水位 (通報潮位)	氾濫注意水位 (警戒潮位)	計画高水位	零点標高
旭川	下牧	北区下牧	4.30m	6.70m	— m	11.807m
	三野	北三区 三野一丁目	5.20	6.80	9.50	-0.076
	※三蟠	中区新築港	1.70	1.90	2.950	±0
百間川	原尾島橋	中区原尾島	4.10	4.60	7.40	-0.268
吉井川	津瀬	和気郡 和気町	5.00	6.40	11.18	28.932
	御休	東区一日市	4.80	5.80	8.746	1.768
	※九蟠	東区九蟠	3.30	3.60	4.19	-1.771
三蟠九蟠海岸			1.85	2.35		±0
岡山港海岸 立川地区	※高島	中区新築港				
岡山港海岸 西小串地区			0.70	0.90		
久々井漁港海岸 久々井地区	※牛窓	瀬戸内市 牛窓町	0.50	0.70		±0
二級河川笹ヶ瀬川水系 足守川	撫川	北区撫川	2.80	4.00		-1.000
二級河川笹ヶ瀬川水系 砂	宮瀬橋	北区一宮	3.50	3.80		0.319
二級河川笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	首部	北区首部	4.20	4.50		0.870
	藤田	南区藤田	1.50	2.50		-1.000
	笹ヶ瀬	北区白石	2.10	2.40		-1.000
一級河川旭川水系 砂	上道	東区竹原	4.20	4.70		-0.180

(注1) 水位は各地点の零点標高を基準にしているが、零点標高は河床高ではない。

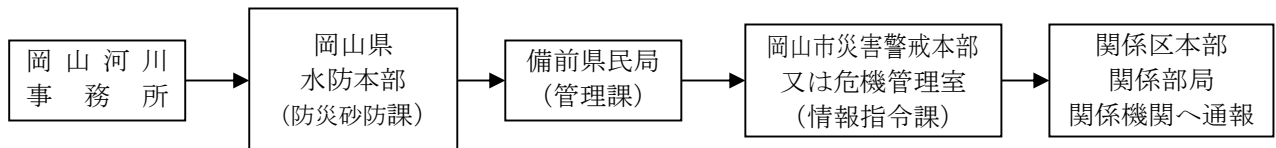
(注2) ※は岡山地方気象台から高潮警報が発表されている時に限り、水防警報を発表する観測所

(4) 水防警報の段階

段階	内容
第1段階	待機 水防団員の足止めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出動人員を減じてでも差し支えない旨を警告するもの
第2段階	準備 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動ができるよう準備をする旨を警告するもの
第3段階	出動 水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの
第4段階	指示 水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により危険箇所についても必要とする事項を指摘するもの
第5段階	解除 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの

(5) 国土交通大臣指定河川の水防警報通報伝達系統及び水防警報発表観測所の分担区域
(岡山河川事務所長発表)

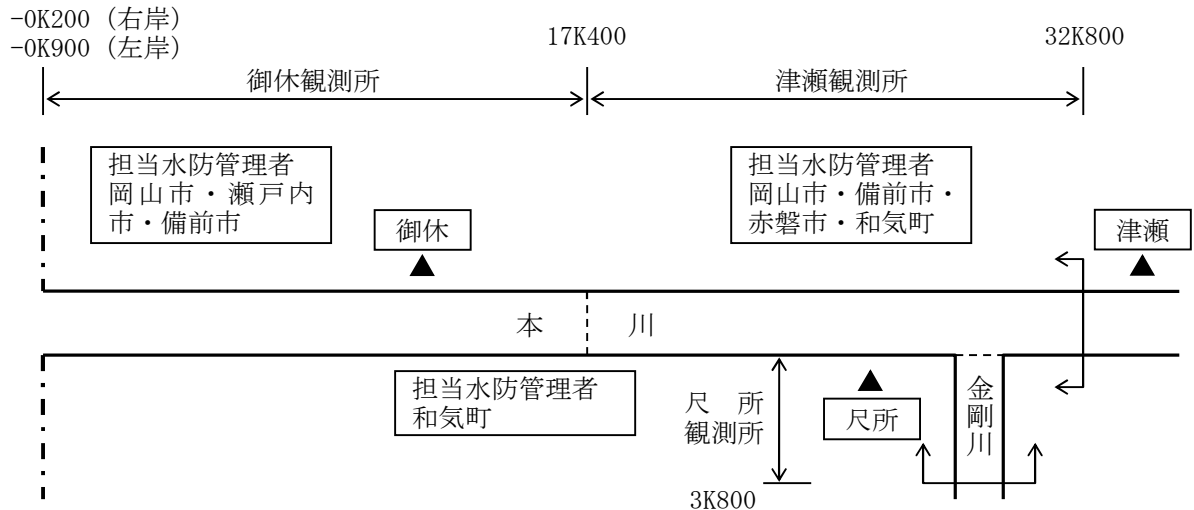
(イ) 水防警報通報伝達系統



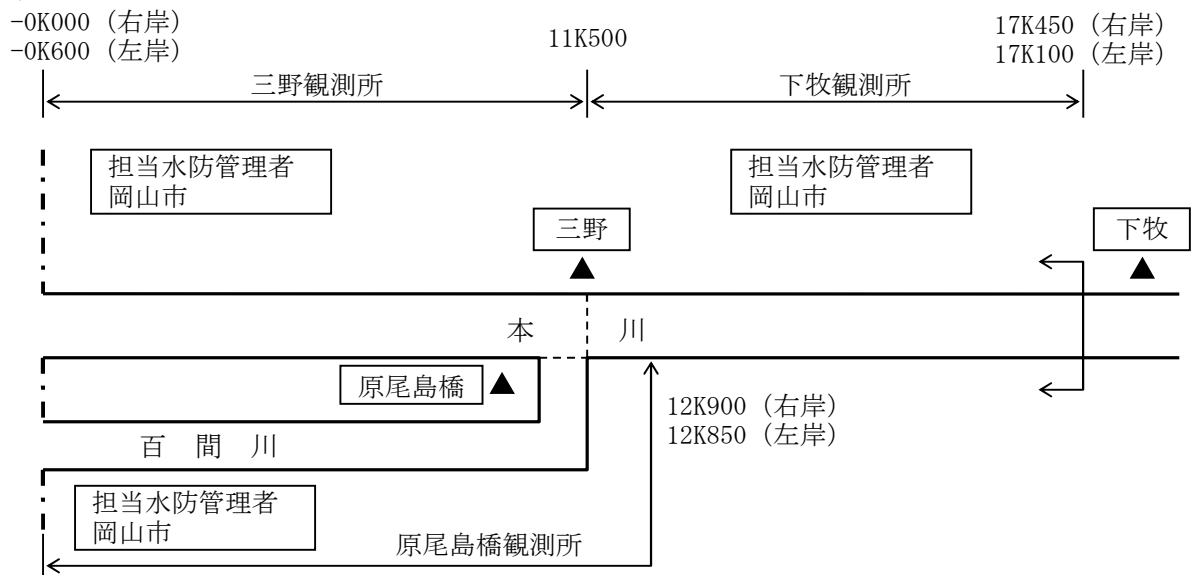
※資料5 洪水予報，水位周知及び水防警報庁内伝達先参照

(ロ) 水防警報発表観測所の分担区域

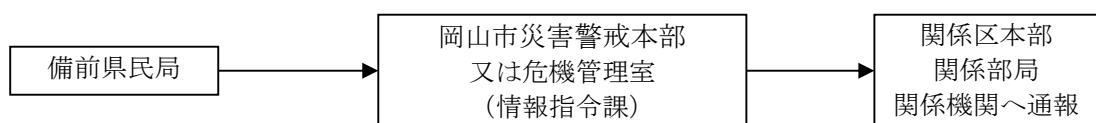
吉井川



旭川



(6) 県知事指定河川の水防警報通報伝達系統（備前県民局長発表）
水防警報通報伝達系統



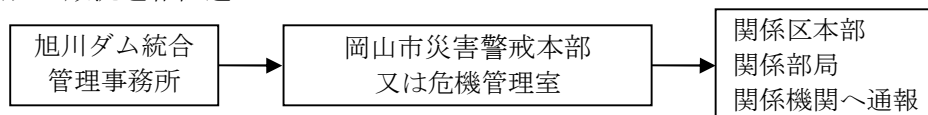
※資料5 洪水予報，水位周知及び水防警報庁内伝達先参照

(7) 発表の様式例

資料編（資料6水防警報用紙）のとおりに

6. ダム放流等通報伝達

(1) 旭川ダム放流通報伝達



※資料編（資料8 旭川ダム放流時通報連絡系統図）参照のこと。

(2) その他の通報伝達

資料編（資料9～11 各種連絡系統図）のとおり

7. 水防業務における通信手段等

水防業務に際しての通信及び連絡は、一般加入電話、災害時優先電話、災害時優先携帯電話、衛星携帯電話、県防災行政無線、デジタルMCA無線、岡山市総合防災情報ネットワーク、クラウド型防災情報共有システム、消防無線によるほか、緊急を要するときは、警察通信施設を利用することができる。

第4節 出動準備及び出動

1. 出動準備

本部長は水防警報を受けたときのほか、次の場合は各担当部、班、及び消防団に対し出動準備をさせなければならない。

区本部長は本部長より指示、水防警報の伝達を受けたときのほか、次の場合は各担当班に対し出動準備をさせなければならない（水防法17条）。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、出動の必要が予想される時。
- (2) 気象状況等によって洪水又は高潮の危険が察知される時。

2. 出 動

本部長は水防警報を受けたときのほか、次の場合は各担当部、班及び消防団を適宜出動させ警戒配置につかせなければならない。

区本部長は本部長より指示、水防警報の伝達を受けたときのほか、次の場合は各担当班に対し適宜出動させ警戒配置につかせなければならない。

この場合は、直ちに本部長は備前県民局長に報告しなければならない。

（水防法17条）

- (1) 河川水位が氾濫注意水位に達したとき。
- (2) 気象状況によって洪水又は高潮の危険が切迫していると考えられる時。

第5節 警戒、監視及び水防作業

1. 本部長が出動命令を出したときは、各担当部（班）員、消防団員は市内水防区域の監視、警戒を密にし、重要水防箇所を始め、既往の被害箇所、その他危険箇所等を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに本部長に異常の発生位置、規模、作業の概要等報告するとともに水防作業を開始しなければならない。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び法崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び法崩れ
- (3) 天端の亀裂及び沈下
- (4) 堤防の溢水
- (5) 樋門の両袖又は底部より漏水
- (6) 橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常

2. 区本部長が出動命令を出したときは、区本部各担当班員は前項に準じて監視、警戒、巡視、報告及び水防作業を行わなければならない。

3. 区本部長は前項の報告を受けたときは、本部長に報告しなければならない。
4. 本部長は第1項及び第3項の報告を受けたときは、国土交通省岡山河川事務所長又は備前県民局長に報告しなければならない。
5. 本部長は、市内の水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により水害を未然に防止しなければならない。ただし、必要があると認められるときには、国土交通省岡山河川事務所長又は備前県民局長に対し、指導のための職員の派遣を要請するものとする。

第6節 決壊等の通報

1. 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、現場にある者は、区本部各職員にあっては区本部長に、本部各部(班)員、消防団員等にあっては本部長に報告するとともに、被害を最小限度にとどめるため必要な措置を講じなければならない。
2. 区本部長は前項の報告を受けたときは、本部長にその内容を報告しなければならない。
3. 本部長は前二項の報告を受けたときは、備前県民局長、管轄警察署長並びに氾濫により影響が予想される他の水防管理団体、付近の住民に通報しなければならない。

第7節 避難及び避難所・救護所の設置

1. 高齢者等避難、避難指示及び避難所・救護所の設置については地域防災計画（風水害対策編）による。

第8節 応援・援助

1. 本部長は、水防のため必要があるときは、管轄警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。
2. 本部長は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。
3. 本部長は、水防のため必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。
4. 本部長は、他の水防管理団体から応援の要請があったときは、市内の水防活動に支障のない範囲で作業員及び資材等の援助を行うものとする。
5. 本部長は、水防のため必要があるときは、国土交通省中国地方整備局長に対して、災害対策用機械の派遣その他必要な支援を求めるものとする。

第9節 水防施設及び資器材

1. 水防倉庫の位置及び備蓄資器材は、資料編（資料17）のとおりである。
2. 水防資器材は、関係地区内の水防倉庫から搬出し、不足を生じた場合は区本部長の指示により、非被災地区の水防倉庫から調達するものとする。他区役所の地区から調達する場合は、事前に管轄の区本部と協議するものとする。
3. 前号の方法によっても不足を生ずる場合や緊急を要する場合は、業者から購入し若しくは県管理水防

倉庫の備蓄資材を借受け調達するものとする。

4. 水防活動に使用する土砂の備蓄場所は、資料18のとおりである。
5. 前号の備蓄場所のほか、緊急時に利用可能な土砂搬入箇所を予め選定しておくものとする。

第10節 輸送

緊急時における水防資材等の輸送は次により行うこととする。

1. 市有の貨物自動車及び消防用資器材運搬自動車及び消防ヘリコプターにより行う。
2. 前号のもので不足するときは、借上又は公用負担命令により民有のものを使用して行う。

第11節 水防記録及び報告

1. 各水防活動実施班は水防終了後、実施した箇所について資料編（資料21-1）により必要事項を危機管理部危機管理班に報告するものとする。区本部各班にあっては区本部総務班を経由して報告するものとする。
2. 報告を受けた危機管理部危機管理班はこれを調整し、保存しておかなければならない。
3. 危機管理部危機管理班は前項の記録に基づき、業務終了後、備前県民局長に報告しなければならない。
4. 各水防活動実施班は、水防活動実施にあたり、資器材を使用した場合作業に支障のない時期に写真撮影をしておくものとする。

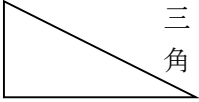
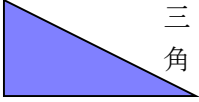
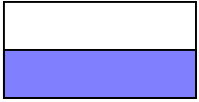
第12節 業務の閉鎖

1. 監視体制は該当する気象注意報が解除され、かつ、この体制を維持する必要がないと認められたとき解除するものとする。
2. 注意体制は該当する気象警報、水防警報が解除され、かつ、この体制を維持する必要がないと認められたとき解除するものとする。
3. 警戒体制は水防警報及び気象警報が解除され、かつ、この体制を維持する必要がないと認められるに至ったとき、解除するものとする。
4. 本部長は、2、3の体制解除を行ったときは備前県民局長に連絡しなければならない。

第13節 信号

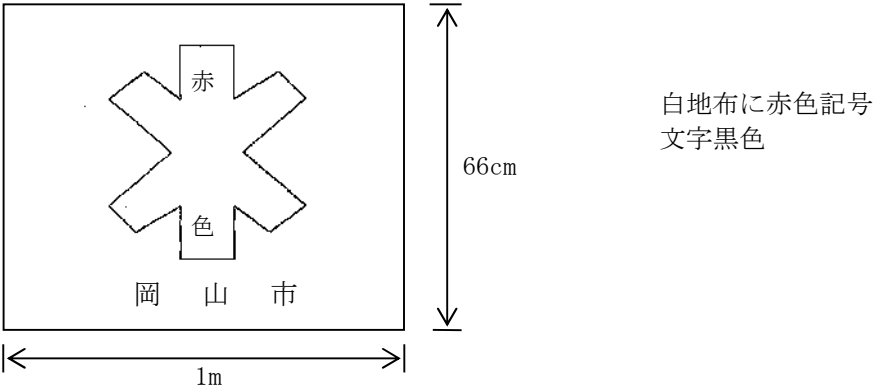
水防法第20条の規定による水防信号は岡山県水防計画で次のとおり定められている。

水防信号

種 別	打 鐘 信 号	サイレン信号	その他の信号（吹流し又は旗）	備 考
第一信号 水防警報 （警戒）	○－○－○－○ 四 点 打	8秒吹鳴 4秒休止 繰返し	黄 布 三角 	吹流しは、 長さ4m以 上、幅60cm 前後、任意 旗は、木綿、 大幅四角
第二信号の一 応援警報	○－○ ○－○－○ 二点，三点，斑打	2秒吹鳴 2秒休止 繰返し	青 布 三角 	
第二信号の二 緊急出動警報	○－○－○－○－○－○ 六 点 打	5秒吹鳴 2秒休止 繰返し	白，青半布 	
第三信号 立退警報	乱 打	15秒吹鳴 2秒休止 繰返し	赤 布 	
第四信号 警報解除	○ ○－○ 一点，二点，斑打	30秒吹鳴	白 布 	

第5章 優先通行標識，身分証票及び腕章

1. 水防法第18条の規定により水防のための優先通行できる自動車の標識は次のとおりとする。



2. 水防法第49条の規定による土地の立入りのための身分証票は次のとおりとする。

表	裏
第 号 水防職員の証 所属名 職名 氏名 生年月日 年 月 日 令和 年 月 日 岡山市長 印	心得 1. 本証は, 水防法第49条による立入証である。 2. 本証の身分に変更があったときはすみやかに訂正を受けること。 3. 記名以外のものの使用を禁ず。 4. 本証の身分を失ったときはすみやかに返還すること。

3. 腕章

白地に赤線上下2本 文字は黒色

○	(赤)	○
(白)		
水	岡 山 市	防
○	(赤)	○

9cm

30cm

第6章 公用負担

1. 水防法第28条の規定により水防のため必要のあるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。
- (1) 必要な土地の一部使用
 - (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 - (3) 自動車その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
 - (4) 工作物その他の障害物の処分
2. 危機管理部危機管理班長は本部長の承認を得て、第5章の2の身分証明書及び次の公用負担権限委任証明書並びに公用負担命令票を必要な者に交付する。ただし、公用負担命令票は市長名、押印以外は空欄とする。

○ 公用負担権限委任証明書（様式）

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書		
職氏名		
上記のものに	地区における水防法第28条	
第1項の権限行使を委任したことを証明する。		
令和	年	月 日
水防管理者	岡山市長	印

○ 公用負担命令票（様式）

公 用 負 担 命 令 票			
第	号		
種類	数		
使用	収用	処分	
令和	年	月	日
岡山市長		印	
事務取扱者 氏名		印	
様			

3. 公用負担の権限を行使する者は、前項の身分証明書及び公用負担権限委任証明書を携行し、必要な場合はこれを呈示するとともに、公用負担命令票の必要な箇所に記載を行い、2部作成し、その1通を目的物の所有者又は管理者に手渡してから行使するものとする。
4. 水防管理団体は、前項の権限の行使によって損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第7章 水防区域，措置等

1. 重要水防箇所

本市における河川、海岸およびため池の指定重要水防箇所は、資料編（資料12）のとおりである。

2. ポンプ設置場所及び水門、樋門等の位置及び措置

- (1) ポンプ及び水門、樋門等の取扱責任者は、水防に関する気象注意報、警報が発せられたときは、特に水位の変動を監視し、必要に応じて別途定める操作規定に基づきポンプ操作並びに門扉の開閉を行わなければならない。
- (2) 水防警報を行う河川及び河川の重要水防箇所については、溢水するおそれがある時には、河川管理者と協議の上、ポンプ操作を停止すること。
- (3) 管理者（取扱責任者）は、ポンプ及び門扉の操作等について支障のないよう、常に整備点検を行わなければならない。
- (4) 水門・樋門操作員一覧表は資料編（資料14）のとおりである。

第8章 水防訓練

1. 非常の際に水防の目的を完遂するため、水防訓練を毎年行うものとする。
2. 水防訓練は概ね下記のとおりとする。
 - (1) 訓練想定
 - ア 気象状況の想定
 - イ 降雨、水位等の想定
 - ウ 洪水状況の想定
 - エ 危険状態の想定
 - オ その他
 - (2) 訓練内容
 - ア 観測
 - イ 通報
 - ウ 作業工法
 - エ 輸送
 - オ 樋門・陸閘等の開閉操作
 - カ 避難